

著作者情報公開調査のお知らせ

国立国会図書館では、昭和 43 年までに受入れた戦前期・戦後期刊行図書、議会資料、法令資料及び児童書のうち約 90 万点をデジタル化しており、このうち約 35 万点の画像を「国立国会図書館デジタルコレクション」のサイトにおいてインターネット上で公開しております。

公開にあたっては、著作権者の連絡先を調査し、著作権の確認を行っています。これらが確認できない著作物については、著作権法第 67 条に基づく文化庁長官の裁定を受けて公開しています。

このたび、過去に文化庁長官裁定を受けてインターネット公開しているものについて、平成 27 年度及び 28 年度に裁定期間が終了するのに伴い、公開を継続するために、現在も生没年や著作権者の連絡先がわからない著作者約 5 万名について、ホームページ上で「著作者情報公開調査」を行うことになりました。

皆様からの情報をお待ちしております。

■ 国立国会図書館デジタルコレクション

<http://dl.ndl.go.jp/>

国立国会図書館 トップ > 電子図書館 > 国立国会図書館デジタルコレクション

■ 「著作者情報公開調査」のページ

<https://opening.dl.ndl.go.jp/search>

生没年、連絡先がわからない著作者と、その著作物へのリンクが一覧になっています。著者に関する情報がありましたら、著作者情報提供フォームから情報をお寄せください。

「国立国会図書館デジタルコレクション」のトップページから「著作者情報公開調査」のページへリンクを張ります。

■ 調査開始日

平成 27 年 5 月 20 日（水）～

■ 調査対象

主に戦前期までに出版された資料で、著作権保護期間中、または著作権状況が不明の著作物（著作者約5万名、著作物約8万タイトル）

■ 調査後の著作権処理

調査の結果、著作者の没年等が判明し保護期間満了が確認できた著作物については、「国立国会図書館デジタルコレクション」でインターネット公開を継続します。

その他の著作物について、著作権者の連絡先が判明した場合は、その著作物をインターネット公開するための許諾を依頼し、著作権者の連絡先が判明しなかった場合は、その著作物を「国立国会図書館デジタルコレクション」でインターネット公開するための文化庁長官の裁定手続きを行います。

■ 報道機関の方のお問い合わせ先

総務部総務課 広報係 03-3506-5103（直通）

■ 一般の方のお問い合わせ先

関西館電子図書館課 著作権処理係 0774-98-1352（直通）

文化庁長官の裁定とは？

著作権法では、著作権者が不明等の場合における著作物の利用について、以下のように定められています。

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

今回実施する公開調査を含む、さまざまな調査を経てもなお著作権者と連絡が取れない場合に、文化庁長官が著作権者に代わって許諾を与えることにより、インターネットを通じた提供などの利用が可能となります。